

宮崎市緑の募金緑化事業助成金交付申請について

1. 事業内容、目的について

自治会等の団体が地域の公民館、集会所、公園施設等に行う緑化木の植栽事業に補助を行い、地域緑化の推進に努める。

2. 事業費について

申請のあった自治会等に植栽費を含む事業費の9割を交付します。ただし、交付金上限額は15万円とし、残りは申請者負担となります。

3. 申出書の提出について

別添の事業実施申出書に必要事項を記入の上、(4)に掲げる書類を添付して、宮崎市みどり推進会議事務局に提出してください。

(1) 事業内容等

- ① 事業目的・内容は簡潔に記載してください(例 地域緑化の推進、住民の憩いのためなど)。
- ② 実施主体(自治会名等)、実施期間(○月から△月まで)、実施場所(公民館、公園等の名称)を記入してください。

(2) 資金計画

事業費の内、9割以内を緑の募金助成金の予算額の欄に記入し、残りを自己資金の予算額の欄に記入してください。

(3) 事業計画

項目は樹種を、規格等は大きさなどを記入し、数量、単価、支出予算額等を記入してください。

(4) 添付書類

- ① 位置図：植栽を実施する場所を示す位置図
- ② 事業計画図：上記①の場所の内、植栽する箇所を明示した図面(略図で構いません。)
- ③ 土地所有者又は管理者の承諾を証する書面の写し：植栽を実施する場所の所有者又は管理者が植栽に関して承諾していることが確認できるもの(任意の様式で構いません。)
- ③ その他必要な資料として、業者等の見積書(写しで構いません。)

裏面もご覧ください。

4. 書類提出後の流れについて

令和6年度の事業実施申出の期間は、8月19日(月)から9月20日(金)までです。

申請期間終了後、10月に開催予定の宮崎市みどり推進会議に議題として提出し、事業の認定についての審議を行います。

宮崎市みどり推進会議において認定されましたら、直ちに認定通知書を送付します。

その後、事業を実施していただくこととなります。

- * 審議の過程で、実施場所の現地調査を行います。その際、案内等をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- * 予算の範囲内での事業実施になるため、予算額を超えた場合は、調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- * その他ご不明な点などございましたら、下記担当までご連絡下さい。

宮崎市みどり推進会議事務局
(宮崎市森林水産課 林政係)
☎ 21-1919